

文芸

《短歌》

○潮風に暫しまどろむサンビーチ
海の向うは桑港(さくら)の
内田 理(長 岡)

●物置に漬物容器ねむらせて母の
レシビは活かせぬままに
中島三千代(桜の郷)

●畦草を刈りたる後に腰をかけ一
服すれば風のご馳走
田口すい子(南川又)

●朝顔の棚に一面あおき色花から
もらう一日の元氣
小堤美智子(小堤)

●仔猫らに七十五日付き添えば母
さん猫の健気な子育て
河野 久子(網 掛)

「いつの日かきつと会えるよ」10
歳の男の孫の電話声の余韻が
二宮不二子(大 戸)

●西日よけのよしずの影に野菜お
き夕餉のおかずあれこれ思案
秋山 禮子(越 安)

●今日もまた屋敷の後に横になる
夫の午睡は日課となりぬ
浦井 正子(宮ヶ崎)

(評)内田さん「桑港(さくら)とはサンフラン
シスコの和名サンビーチで潮風に吹かれながら
海の向うに広がる大地を思うスケールの大き
さが快い。中島さん「お母様から譲り受けた漬
物容器とレシビ。思うように活かすことのでき
ない無念にいつかはという気持ちを込めて。田口
さん「農作業の合間の服に風の「馳走」汗や疲
れには風が番。「風の「馳走」の結句が効果的。

《俳句》

○梅を干す耳下腺あたりすばませて
鳥羽田早苗(鳥羽田)

●かなかなと蝸(か)は切れ字をくり返し
飯島 裕(大 戸)

●ツンツンと茗荷芽を出す土やわき
浦井 正子(宮ヶ崎)

●雲入道熱き地面に水を撒く
野口 秋夫(上石崎)

●今の世に気候変動目をまわす
上野 愿重(鳥羽田)

●一人だけ帰したくない茄子の馬
中島三千代(桜の郷)

●源流の染み出るところイワタバコ
片岡 忠彦(長 岡)

●星光る闇夜に消えし送り舟
横田 康治(長 岡)

●法師蟬夏の終わりを告げにくる
小堤美智子(小堤)

●衆生の安らぎ祈り今日も暮れ
田口 正子(南川又)

(評)鳥羽田さん「この句に共感し、まさに今「耳
下腺あたり」に影響を受ける人は非常に多いだ
ろう。「酸っぱい」と表記せずとも伝わる、実感の
一句。飯島さん「詠嘆の「かな」の用い方が巧み。
ヒグラシの儂い命と、過ぎ去る夏を惜しむ余韻に
浸る。浦井さん「茗荷の伸びる様「ツンツン」の
オノマトペが成長の勢いを感じさせる。

《作品の送付先》

ハガキ等に3首、3句以内を書いて、住所
氏名明記の上、月末までにお送りください。
郵便：〒311-1319 2
茨城町小堤10800
茨城町秘書広聴課 宛

FAX：0299(292) 6748
【問合せ先】秘書広聴課
0299(240) 7126 (直通)

すこやかニュース

あなたの子育て応援します♪

茨城町子育て世代包括支援センター「にこ☆きら」

町では、妊娠中から産後1年未満の妊婦さんのための相談窓口を開設しています。お子さんのすこやかな成長を願い、保護者の皆さまが安心して子育てできるように、お手伝いさせていただきます。

妊婦さんになったら

妊娠に気づいたら、まずは病院に行きましょう。そして、妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。相談窓口では、母子健康手帳や妊婦健康診査を一部公費負担で受けられる受診券を交付します。また、安心して出産・育児を迎えるため、すべての妊婦さんを対象に妊婦面接(個別相談)を実施し、町の子育て支援サービスなどをご案内しています。

妊産婦・乳児健康診査を受けましょう!

妊娠中を健康に過ごし、安全に出産を迎えるためには、普段より一層体調に気を付ける必要があります。安全・安心な出産のために**妊婦健康診査**を必ず受けましょう。妊婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、対応することができ、また、働いている妊婦さんは、職場に申し出ることで勤務時間内に妊婦健康診査を受診するための時間をとることが出来ます。赤ちゃんが生まれたら、産後の体調や育児について確認するために、**産婦健康診査**を受けましょう。また、お子さんの成長・発達を確認するために**乳児一般健康診査**を受けましょう。

日曜日	事業名	受付時間
2 土	新型コロナウイルス集団接種(完全予約制) ※3日、9日、10日、16日、17日、23日、24日、30日、31日も同時刻に実施	8:30~
4 月	胃がん検診(完全予約制) ※6日も同時刻に実施	7:30~11:30
12 火	1歳6か月児健診(時間指定制)	13:00~13:45
13 水	健康相談 3~4か月児育児相談(時間指定制)	9:00~11:30 9:45~11:00
14 木	2歳児歯科検診(時間指定制)	13:00~14:00
15 金	献血	9:00~
22 金	ごっくん教室(申込制)	9:45~10:00 10:15~10:30

※予定が変更になる場合があります。

【問合せ先】健康増進課
0299(240)7129(直通)

〜にんしんきから〜そだてきまで
きらきらがやきますように☆



消費生活センター

特定商取引法に関する法律が改正されました 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!

商品の注文を受けていないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、その代金を請求する「送りつけ商法」(ネガティブ・オプシヨン)という悪質商法があります。これまでは、商品が送り付けられた日から14日が経過するまでは、その商品を処分することができませんでしたが、「消費者被害の防止及び回復の促進を図るための特定商取引に関する法律」等の一部改正により、令和3年7月6日以降、**すぐに処分することができるようになりました。**

なお、この法律は、海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。

今回の法改正にあわせ、消費者庁は「一方的な送り付け行為への対応3箇条」を発表しました。

- その1 商品は直ちに処分可能**
注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することが出来ます。
- その2 事業者から金銭を請求されても支払不要**
一方的に商品を送り付けられた場合、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封したり、処分したりしても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。
- その3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談**
一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。身に覚えのない商品が届いて不安なときや、処分した後に代金を請求されるなどのトラブルに遭ったときは、一人で悩まずに消費生活センターへご相談ください。

【相談・問合せ先】
茨城町消費生活センター ☎0299(299)1690(直通)
相談受付時間 午前9時~正午 午後1時~4時(水・土・日・祝日を除く)

茨城町新たな文化的施設

基本構想を策定しました

■新たな文化的施設の整備について
町では、東日本大震災により中央公民館が被災して以降、大勢の町民が集う施設がないことから、ホールや公民館機能等を有する文化的施設を整備することが急務となっております。

また、町民が日頃の成果を発表したり、優れた文化芸術に触れたりすることは、文化芸術活動を始めたり、より質の高い活動に取り組んだりするきっかけとなります。そこで、町では町民の文化芸術活動の中心となり、地域間・世代間の交流を生みだし、町の新たな賑わいを創出する施設の整備を図るため、「茨城町新たな文化的施設基本構想」を策定しました。

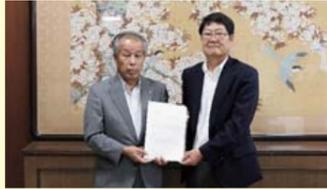
茨城町新たな文化的施設基本構想とは

本基本構想は、新たな文化的施設の基本的な考え方や将来像を明らかにするとともに、必要な施設の機能や諸室の概要等、施設整備に向けての方向性を定めたものです。また、新たに整備される施設の総合的かつ計画的な管理運営の指針となるものです。

策定にあたって

基本構想の策定にあたっては、町議会議員や学識経験者、各種団体等の代表者からなる茨城町文化的施設整備建設検討委員会(小原規宏委員長/茨城大学)において、様々な角度から検討をいただきました。

また、町民に実施したアンケートや文化協会加盟団体からの意見等を取り入れることにより、基本構想(案)を取りまとめ、パブリック・コメント(意見公募)を実施し、策定作業を進めてきました。8月5日



小林町長へ具申書を渡す後藤副委員長(右)

※パブリック・コメントの実施結果及び基本構想については、町ホームページまたは都市整備課、生涯学習課(駒場庁舎)窓口でご確認ください。

【問合せ先】都市整備課
0299(240)7116(直通)